（特定無線局の運用開始の期限の延長）

第二十三条の二　法第二十七条の六第一項の規定により、運用開始の期限の延長をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出して行うものとする。

一　包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　無線局の種別
三　包括免許の番号
四　運用開始の期限
五　希望する延長期限及び延長する理由

2　前項の申請書の様式は、別表第三号の三のとおりとする。

3　総合通信局長は、第一項の申請があつた場合において、運用開始の期限を延長することが相当と認めるときは、申請者に対しその旨を通知する。

（無線局の運用開始等の届出）

第二十四条　法第十六条又は法第二十七条の六第二項の規定による届出をしようとする場合は、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一　免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　無線局の種別及び局数
三　識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）
四　免許の番号又は包括免許の番号
五　運用開始の期日又は運用開始年月日（法第十六条第二項に該当する場合を除く。）
六　運用休止期間及び運用を休止する理由（法第十六条第二項に該当する場合に限る。）

2　次の各号に掲げる無線局の免許人は、当該無線局の運用開始の日までに当該各号に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出しなければならない。当該事項を変更しようとするときも、同様とする。

一　無線航行陸上局　運用規則第百八条第三号及び第四号（これらの規定を運用規則第百八十二条において準用する場合を含む。）に掲げる事項
二　標準周波数局　運用規則第百四十条各号に掲げる事項
三　特別業務の局（設備規則第四十九条の二十二に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びA三E電波一、六二〇Hz又は一、六二九Hzの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。）　運用規則第百四十条各号に掲げる事項

3　前二項の届出書の様式は、別表第三号の四のとおりとする。

（特定無線局の開設の届出）

第二十四条の二　法第二十七条の六第三項前段の総務省令で定める事項は、次の事項（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）とする。

一　包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　包括免許の番号
三　包括免許に係る特定無線局ごとの番号（以下「特定無線局の番号」という。）
四　特定無線局を開設した日

（特定無線局の運用開始の期限の延長）

第二十三条の二　法第二十七条の六第一項の規定により、運用開始の期限の延長をしようとするときは、延長の期限及び理由を記載した申請書にその写し一通を添えて総合通信局長に提出して行うものとする。

［新設］

［新設］

（運用開始等の届出）

第二十四条　法第十六条又は法第二十七条の六第二項の規定による届出をしようとする場合は、文書により行なうものとする。この場合において、当該届出が法第十六条第二項の規定によるものであるときは、その理由を届書に付記するものとする。

［新設］

［新設］

第二十四条の二　法第二十七条の六第三項前段の総務省令で定める事項は、次の事項（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）とする。

一　包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　包括免許の番号
三　包括免許に係る特定無線局ごとの番号（以下「特定無線局の番号」という。）
四　特定無線局を開設した日